吹田市乳がん検診精度管理委員会設置要領

（設置）

第１条 吹田市が実施している乳がん検診において、乳がん検診（以下「検診」という。）の適正かつ効果的な運営に関し必要な意見交換を行うため、吹田市乳がん検診精度管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（意見を交換する事項）

第２条　委員会において意見を交換する事項は、次のとおりとする。

（１）　検診の対象者及び実施方法に関する事項

（２）　画像の読影及び管理に関する事項

（３）　研修に関する事項

（４）　検診の精度管理に基づくプロセス指標や検診結果の評価に関する事項

（５）　その他乳がん検診の円滑な実施のために必要な事項

（構成）

第３条　委員会は、委員１０人以内をもって構成する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

(1)　吹田市医師会検診担当役員　２人以内

(2)　吹田市医師会が推薦する吹田市乳がん検診マンモグラフィ撮影医療機関の検診担当医師、二次読影医、診療放射線技師　５人以内

(3)　乳がん検診に関する学識経験者　１人以内

(4)　吹田市保健所長　１人以内

(5)　吹田市立保健センター管理医師　１人以内

３　委員の選任期間は、１年とする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前任者の残期間とする。

４　委員は、再度選任することができる。

（委員長）

第４条　委員会には委員長を置き、委員の互選により選出する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、市長が招集する。

２　委員長は、会議の議長となる。

３　委員長に事故のあるときは、委員の互選により選任した委員長代行がその職務を代理する。

（意見の聴取等）

第６条　市長は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、健康医療部成人保健課において処理する。

（委任）

第８条　この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、健康医療部長が定める。

附　則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。